

離島んかい あしびが めんそーらに♪

遊びに行こう

～連携事業による離島との共存共栄を目指して～

離島観光推進による本市と離島の観光振興と住民同士の交流を進めるため、市では、平成24年度から渡嘉敷、座間味、粟国、渡名喜の4離島村との連携事業の実施を計画しています。

それに先立ち、去る12月18日、19日の両日、翁長市長と関係部長が渡名喜村と粟国村を訪問しました。

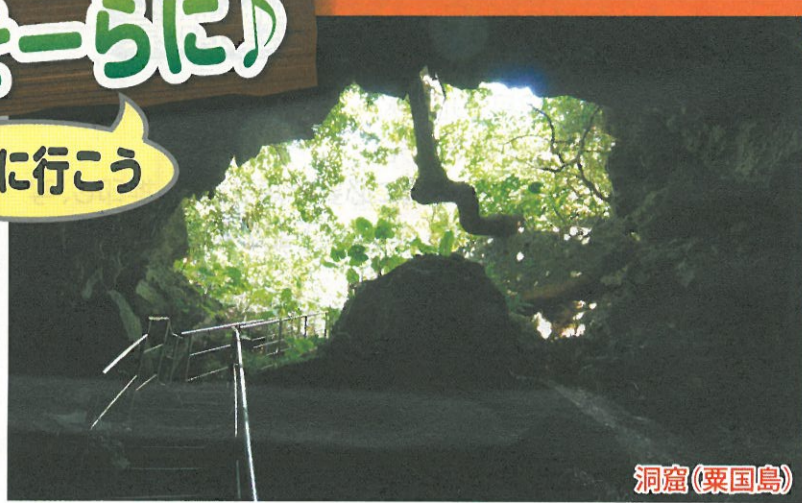
渡名喜村、粟国村は、泊港からのフェリー航路で結ばれており、本市はこれらの島々の観光の発着地となっています。それは同時に、観光産業など様々な分野での密接な繋がりと、離島に暮らす住民の生活との大きな関わりを示しています。

そこで市は4離島村との間で、共存共栄のための連携事業の取り組みを計画しています。

両村の訪問では、渡名喜島、粟国島各島の宿泊施設や売店、島内での移動手段、観光ポイントや特産品などの説明を受けるとともに、両島間を漁船で渡るなど離島の生活を肌で感じて、今後両村との間でどのような協力や連携が展開できるか、事業化に向けた意見交換を行いました。

両村関係者との意見交換会で、市長は、「連携事業は、両離島の魅力を那覇市民にも広く知らせるため、多くの市民が離島を訪れることができるようなものにしたい」と語り、特に初年度は、市民と離島住民との交流、訪問の拡大に力を入れていきたいとの考えを表明しました。

市では、現在、4離島村との間で、市民が4島へ渡航する交通費や宿泊費に対して助成するなどの事業案を検討しており、各村との調整を通じて、平成24年度からの事業化をめざしています。



洞窟(粟国島)



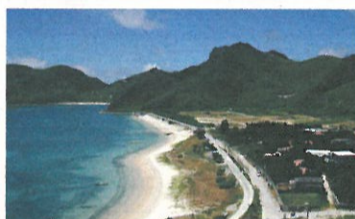
島尻崎(渡名喜島)



筆ん崎(粟国島)



サクラナデシコ(渡名喜島)



あがり浜(渡名喜島)



フットライト通り(渡名喜島)

お問い合わせ:企画調整課 ☎862-9937

お問い合わせ:グリーン推進課 ☎889-3567

そ大ごみ収集専用電話 ☎889-3567

①市ホームページ(左下)の「そ大ごみWEB受付」で氏名、メールアドレス、電話番号など必須事項を入力し申し込む。
②申し込み後、すぐに仮受付確認メールが届きます。届いたメールに記載しているURLをクリック。仮受付完了メールが届きます。
③仮受付完了後、後日、グリーン推進課から受付番号および収集日を記載した本受付完了メールが届きます。※住所などが確認できない場合は、「受付不可」のメールが届きます。
④市指定の「そ大ごみ処理券(300円)」をスーパーやコンビニで購入し、処理券に本受付完了メールに記載された受付番号をご記入ください。
⑤そ大ごみに処理券を貼って、指定された収集日の午前8時半までにごみ置き場へ出してください。なお、処理券は1個または1束につき1枚貼ってください。
⑥収集日の午前8時半以降に収集します。

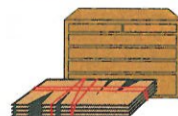
注意事項

そ大ごみは、家庭から出されるものに限ります。
・1世帯1回の申し込みで6点まで。
・テレビや冷蔵庫などの家電は、そ大ごみではありませぬ。家電を処分する場合は、販売店やメーカーにお問い合わせください。
・指定ごみ袋に入っても、ガスコンロや電子レンジなどそ大ごみとなるものがあります。
※そ大ごみの種類によっては、インターネット受付できない場合があります。詳しくはグリーン推進課までお問い合わせください。

申し込みから収集までの流れ

市では、市指定のごみ袋に入らないごみを「そ大ごみ」として収集しています。そ大ごみを出す際には、事前に予約(電話・インターネット)が必要です。いつでも予約できる便利な「そ大ごみWEB受付」もありますのでご利用ください。

第4回 **そ大ごみインターネット受付サービスを知って!**



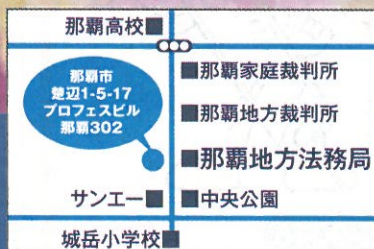
照屋俊幸法律事務所

TERUYA TOSHIYUKI LAW OFFICE

- ▶ 離婚、親子、養育費、財産分与(住宅ローン含む)、慰謝料、成年後見、相続
- ▶ 借地借家(敷金・保証金事件を含む)
- ▶ 倒産(事業者・消費者)
- ▶ 交通事故(事故に関する交渉、損害賠償訴訟等)
- ▶ 刑事(被疑者弁護、保釈請求、刑事裁判、刑事告訴を含む)

離婚カウンセラーもご利用できます

TEL: 098-834-9338 法務局向かい 駐車場あり(有料)
teruya toshiyuki law office ▶▶▶ E-mail: ttlo-2@ryukyu.ne.jp
営業時間▶ 日/9:00~19:00 土曜日/9:00~17:00 定休日▶ 日曜日・祝祭日・年末年始



私たちが支えます

弁護士 照屋俊幸 弁護士 鈴間淳一

▶ 弁護士法律相談 30分 5,250円
▶ 債務整理 30分 相談無料

HP開設しました

照屋俊幸法律事務所

検索